

規制改革実施計画の事業者からの 要望事項について

2021年10月11日
経済産業省 高圧ガス保安室

No.49 燃料電池自動車に関する事務手続きの合理化

規制改革実施計画上の記載

燃料電池自動車に関する事務手続きの在り方について、事業者の負担の観点から検討を開始する。

(平成29年度検討開始：経済産業省、国土交通省)

要望内容

- 現在、2省庁にまたがる燃料電池自動車に関する事務手続きの在り方を一元管理することも視野に入れ、合理化の検討をいただきたい。

これまでの経緯

【FCCJ】

- 第5回、第13回検討会において、要望内容についてご説明。

【経済産業省（高压ガス保安室）・国土交通省】

- No.49 について、事業者の負担軽減の観点から、事務手続きの在り方について両省において検討する（第5回、第13回検討会）。
- No.56については、No.49やNo.54 と合わせ、制度全体の見直しの中で検討していく（第10回検討会）。

【委員コメント】

- 制度全体に関わることは全て一括して見直しを進めていただくということで、ご了解を得られたということにさせていただく（第10回検討会）。

解決したい課題と、見直しの効果

- 以下の課題については、平成29年の規制改革実施計画等に基づき検討を進めていたが、課題の根本的な解決を目指し、**No.49の中で統合して検討**を行った。

課題	目指す姿	見込まれる効果
NO. 47	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 車両開発時の走行試験に際しては自治体毎に特別充填許可が必要となる。 ✓ その判断には約2ヶ月を要し、自治体毎に判断基準が異なる場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2か月×5カ所（5人）で特別充填許可申請を行うケースが、2か月×1カ所（1人）で済むこととなり、車両開発が効率化される。 ⇒産業競争力向上 ✓ ユーザーのニーズに応じた迅速な車両開発が可能となる。 ⇒ユーザー利便性向上
NO. 54	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 車載容器製造工場毎に、容器製造業者登録が必要となり、生産規模の拡大（生産工場の追設）に時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業単位で容器製造業者登録を可能とする。 ✓ 車載容器の生産工場の追設時に必要となる登録・試験に要していた12か月が不要となる。 ⇒産業競争力向上 ✓ ユーザーのニーズに応じ、迅速に生産規模を拡大することが可能となる。 ⇒ユーザー利便性向上
NO. 56	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 図面が同一の車載容器でも、工場毎に型式取得が必要となり、生産規模の拡大（生産工場の追設）に時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 同一企業が同一図面で製造する容器については、全て同一の型式とする。 ✓ 車載容器の生産工場の追設時に必要となる型式取得に要する期間の6か月が不要となる。 ⇒産業競争力向上 ✓ ユーザーのニーズに応じ、迅速に生産規模を拡大することが可能となる。 ⇒ユーザー利便性向上
NO. 26	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現在、水素ステーション（ST）で水素を充填する際には、車載容器総括証票等の確認が求められており、ST事業者の負担となっている。 ✓ FCVは、「車検」と「容器再検査」をそれぞれ受ける必要があり、ユーザーが容器再検査を認知していないため、期限内に当該検査を受けられないケース等が発生しており、この場合、STにおける水素充填ができなくなる。 ✓ ※FCV販売台数のうち約0.5%で、容器再検査が漏れるケースが発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 車検と再検査を一体化し、充填時の車載容器総括証票等の確認を不要化する。 ✓ 容器充填可能期限・再検査切れ車両の発生を防止する ✓ セルフ方式等、様々な方式のST運営が可能となる。 ⇒ユーザー利便性向上（ガソリン車なみの利便性実現）